

寒河江市幸生財産区管理者

寒河江市長 佐藤 洋 樹 殿

寒河江市幸生財産区議会

議 長 菊 地 廣 行 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 寒河江市幸生財産区

3 監 査 着 眼 点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和6年7月3日

5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局

6 監 査 の 実 施 内 容 令和5年度分 3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果 良好と認められた。